

Uターン就職活動交通費支援事業募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子化や雇用環境の改善を背景に県内企業の人手不足感や人材確保難が深刻化する中、若年者に対し面接等の県内企業への就職活動等にかかる交通費を予算の範囲内において助成することにより、県内へのUターン就職を促進することを目的とし、当該助成金の支給等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ下記のとおりとする。

- (1) Uターン就職 県外在住者が県内企業に就職をすること。なお、出身地が佐賀県か否かは問わず、一般的に言うところのJターン就職、Iターン就職もここに含む。
- (2) 県内企業 佐賀県内に就業場所を有する事業所
- (3) 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議 佐賀県を含む産学官で構成する協議会
- (4) さが就活ナビ 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議が運営する県内企業を紹介するウェブサイト

(助成対象者)

第3条 当事業への申込時点で、県外に在住している35歳未満（事業実施年度の4月1日時点）であり、かつ、さが就活ナビの登録会員である者を対象とする。なお、活動時点で中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に通う者は除く。

(助成対象となる活動)

第4条 事業実施年度中に行った、さが就活ナビに企業情報を公開している県内企業（公務員等は除く）への就職を目的とした、県内で行う次の号に該当する活動を助成対象とする。

- (1) インターンシップ
- (2) 企業が主催する企業説明会、合同企業説明会、業界研究セミナー、産業人材確保プロジェクト推進会議が主催する交流会
- (3) 適性試験、筆記試験、採用面接

(助成対象となる経費)

第5条 申請者の住所地から第4条に掲げる活動の目的地までの、経済的かつ合理的であると認められる、次の号に該当する往復の交通費を対象とする（国内の移動に限る）。

- (1) 公共交通機関（グリーン料金等やタクシーを除く）
領収書等交通費を支払ったことを証明する書類の発行が可能なものに限る。
- (2) パック旅行代金（移動と宿泊が一体となっている旅行商品）
宿泊費及び食事代については助成対象外のため、それらの金額が分かる領収書を提出すること。
領収書での区分が難しい場合は、宿泊や食事の有無が分かるように旅程表を添付すること。宿泊代や食事代相当額を定額で控除する。

(助成金の額)

第6条 助成金は次の号の区分（現住所）により、定額で助成する。ただし、往復に要した費用合計額が定額に満たない場合には、合計額の千円未満を切り捨てた金額を助成する。なお、福岡県、長崎県、熊本県については当県からの距離を鑑み、対象外とする。

- (1) 北海道・東北・北陸・首都圏地方 30,000円
- (2) 沖縄県 25,000円

- (3) 中部地方 20,000 円
- (4) 近畿・四国地方 15,000 円
- (5) 中国地方・宮崎県・鹿児島県 10,000 円
- (6) 大分県 5,000 円

(助成金の交付回数)

第7条 助成金の交付は同一交付申請人につき、年度を超えて通算で3回までとする。

(助成金の申請方法)

第8条 助成金を申請する者は、別途定める各事業実施年度における「Uターン就職活動交通費支援事業 交付申請書」に必要事項を記入し、領収書等の必要な書類を添付のうえ佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議が設置する「さが就活ナビ事務局（以下、事務局）」まで送付すること。交付申請書には企業記載部分もあるため活動時に持参することを推奨する。

2 事務局が就職活動等への参加について確認をするために、「就職活動実施記録書」を訪問先の企業に提出すること。

3 申請については、就職活動等の帰着日から起算して30日以内（事務局必着）に提出しなければならないとするが、4月1日から5月31日までの活動については、事業周知期間等を考慮し6月30日事務局着分までを対象とする。なお、申請受付最終締切りは、就職活動等を行った年度の3月21日事務局着分までとする。

申請の流れについては要綱末尾に記載の図を参照。

(助成金交付申請書の受付)

第9条 事務局は、受け付けた申請の助成金額合計が予算額を超えると認められる場合、予算額に達した日の翌日から交付申請の受付を停止するとともに、予算額に達した日に受け付けた交付申請は、抽選により順を定め予算額の範囲内で受け付けるものとする。

(助成金の支給手続き)

第10条 事務局は、申請を受付けた場合は速やかに申請内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、予算の範囲内において認定後2週間以内に助成金の支給を行うものとする。

(認定の取消し等)

第11条 事務局は、支給対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の支給を取り消すことができる。

- (1) 当要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、助成金支給の決定を受けたとき。

2 事務局は、前項の規定により助成金の支給の決定を取り消した場合において、既に助成金を支給しているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずることができる。

(各種関連事業への協力)

第12条 第10条により支給を受けた者及びその者が就職活動等を行った企業は、佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議が実施する、採用状況等を調査するアンケートに協力しなければならない。

